



平成 25 年 2 月 22 日  
東 海 財 務 局

## 「中小企業等金融円滑化相談窓口」の設置について

東海財務局では、平成 25 年 1 月 11 日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に基づき、金融の円滑化に関し、中小企業者など借り手の方々の声を電話によりお聞きする情報等の受付窓口として、「**中小企業等金融円滑化相談窓口**」を下記のとおり、開設することとしました。

### 「中小企業等金融円滑化相談窓口」

業務開始日：平成 25 年 2 月 25 日（月）

受付時間：平日 9：00～16：00

電話番号：東海財務局 052-687-1887（専用回線）

岐阜財務事務所 058-247-4113

静岡財務事務所 054-251-4321

津財務事務所 059-225-7223

受付内容：

- ①中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
- ②借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
- ③経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容

※金融庁でもご相談を受け付けています。

受付時間：平日 10：00～17：00

・金融円滑化ホットライン 0570-067755

03-5251-7755

・金融サービス利用者相談室 0570-016811

03-5251-6811

### ご質問・ご相談への対応

- 東海財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います（※）。  
（※）ご同意いただければ、金融機関への事実確認等を行います。
- ご相談内容に応じて専門の機関（※※）をご紹介します。  
（※※）地方公共団体、経済産業局、信用保証協会、政府系金融機関、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業再生支援協議会、企業再生支援機構等

### ご留意事項

- メールや文書での回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。ご質問等への回答は電話でいたします。
- 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、あっせん・仲介・調停を行うことはできませんが、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスを行います。

※下記リンク先のパンフレットもご参照ください。

<http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130222-1a/01.pdf>

（金融庁へリンク）